

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第15号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について
提 案 理 由	<p>堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を令和3年第4回市議会（定例会）に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたため、本件を上程するものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年11月22日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨（教職員に係るものに限る。）</p> <p>令和3年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員（会計年度任用職員を除く。）の期末手当について所要の改正を行うものであること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日。ただし、令和4年6月期以降の期末手当の支給に係る改正規定については、令和4年4月1日</p>
備 考	<p>改正する条例のうち教職員に関連するものは、次のとおり。</p> <p>(1) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例</p> <p>(2) 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p>
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>■ その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）</p>

報告第15号

市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年11月22日に教育長において臨時に代理したので、報告する。

令和3年11月26日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」に改める。

第34条の3第1項中「100分の227.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 堺市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」に改める。

第34条の3第1項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の217.5」を「100分の215」に改める。

別表第1中「142,900」を「147,700」に、「144,000」を「148,700」に、「145,200」を「149,700」に、「146,300」を「150,700」に、「147,300」を「151,600」に、「148,200」を「152,300」に、「149,000」を「153,000」に、「149,900」を「153,700」に、「150,700」を「154,400」に、「151,600」を「155,100」に、「152,500」を「155,800」に、「153,400」を「156,500」に、「154,400」を「157,2

00」に、「155,900」を「157,900」に、「157,400」を「158,600」に、「159,000」を「159,400」に改める。

(堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」に改める。

第6条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、「第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、「第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7（略）</p>

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～7（略）</p>